

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	伊瀬 隆二
所属又は職業等	大阪府漁業協同組合連合会 資源管理底びき網漁業管理部会

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

大阪府ではヒラメを主に底びき網漁業、刺網漁業で漁獲している。2019年の漁獲量は約 18 トンで、底びき網が約 16 トン、刺網が約 2 トン、その他（定置網、籠、一本釣）が約 0.2 トンと推定される。産卵は冬季から春季に抱卵魚がみられるが、産卵場所は不明である。

ヒラメ資源に対しては、底びき網で全長 28cm 未満の小型魚の再放流、週休二日制、操業時間制限を行い、過剰な漁獲を防いでいる。また、大阪府による種苗放流を行い、積極的に資源の増加を図っている。これらの取組みにより資源量及び漁獲量が増加したと認識している。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

ヒラメは活魚で取り扱うため、出荷時に重量を測定していない。金額から逆算する、また、より正確に把握するためには、末端の小売り業者（魚屋）の協力が必要である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価結果が、どのような根拠数値を用いて推定され、どれだけの信頼度があるのか、誤差範囲などを示したうえで議論してほしい。ヒラメを漁獲する全ての漁業種類の漁獲を把握できているか、精査してほしい。従前の取組みである小型魚の再放流の効果がどの程度あるのか議論してほしい。

推定に用いた CPUE は地域ごとに均一なのか、近年ヒラメは増えているが地域差があるのか、根拠となる資料を示してほしい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

従前の取組みの継続を前提としつつ、MSYによる目標管理基準の設定の手法を上乗せすることの有効性について、説明してほしい。

漁獲の制限が掛かった場合、ヒラメのみを再放流し漁獲をしないという方法で操業自体は続けて良いのか。

資源量が減ってきている魚種にTACを導入することは理解できるが、現状で資源が維持できている魚種に、あえて新たな制度を導入することの理由を示してほしい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

目標管理基準を適宜柔軟に見直しできる制度としてほしい。

漁獲量の調べ方、報告の仕方、統計の出し方が統一できているのか精査してほしい。それらの統一した方法で漁獲報告データを5年間程度蓄積した上で資源量推定、評価をすべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

ヒラメの全長制限、週休二日制、操業時間制限以外に産卵期の禁漁などを検討すべきと考えている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

末端の小売業者（魚屋）、流通関係者、資源管理制度や水産経済の専門家の参画が望ましい。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

関係海域でのヒラメの産卵場や回遊生態についての知見を詳しく説明してほしい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

底びき網漁業、刺網漁業、定置網漁業

過去3～5年の漁獲実績を踏まえて各漁協に配分する。ただし、漁獲報告体制が確立できていることが前提となる。

数量設定した後の漁獲量制限が掛かった場合の漁業経営への影響についてもシミュレーションをしてほしい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

TAC導入に際し、漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）の活用による経営安定を掲げているが、府内多数の零細漁業者にとっては掛け金の負担が大きく加入できない漁業者が多いので、対策を講じてほしい。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	社領 弘
所属又は職業等	一宮町漁協組合長、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ヒラメは増加傾向の一方、漁業者は減少し自然と漁獲量は減っていく。種苗放流や小型魚の放流など今のやり方を維持することの方が数量管理を加えるより重要ではないか。

数量管理は管理の基準が明確になる一方で、ヒラメは小型底びき網漁業をはじめ様々な漁業種で混獲される魚種である。そもそも、ヒラメは操業時に主目的としていない魚種であるにもかかわらず、多くの零細な沿岸漁業者に影響を及ぼすことになる。

報告に関係する関係者も多くなりシステムも追いついていないので管理しきれぬのかも懸念がある。

漁場の環境も昔と変わっており、計算どおりに資源が増えることができない海になっているのではないか。1種類の魚種で管理を考えるだけでなく、バランス良く様々な魚が増えるよう漁場環境の改善やも考えるべきである。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

瀬戸内海では活魚出荷が多く、複数の市場へ水揚げする者もいる。

競り、水揚げの方法は各地で色々ある。数量を集計する方法の違いも各地であるのではないか。数量管理に必要な即時性のある正確な漁獲量の把握は難しい側面がある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源量は増えてきていると結果が示されているが、感覚として昔いた4~5kgサイズは少なくなっていると感じている。単価も考えると1.5kg~2.0kgぐらいのサイズのヒラメが増えるのが望ましい。小型魚は値がしない。大きすぎる4kg以上なども単価は下がる。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・目標達成までの期間は基本の10年以内（2032年まで）とされているが、漁業者は10年後にほとんど残っていないのではないか。
- ・種苗放流や資源管理（小型魚の再放流など）の取組みを含めた複合的な要因で資源が維持増加していると考えられ、こうした取組みがどの程度寄与しているか。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・混獲魚種の管理方法。
- ・ヒラメ狙いの漁業操業はほぼない。目的としていない魚種で規制がかかることに対し懸念がある。
- ・各地で実施されている種苗放流や、資源管理措置を含めた複合的な要因で資源水準が維持、増加していると考えられ、TAC設定等にどう反映させるのか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・小型底びき網漁業をはじめとする各漁業で、地域ごとに小型魚（概ね全長25cm以下）の再放流に取り組んでいる。
- ・ヒラメだけを想定したものではないが、各漁業の休漁（週休2日など）も資源の維持増大に寄与していると考えられる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・小型底びき網漁業、刺網、定置網、釣り漁業等
- ・遊漁関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

④記載のとおり。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

瀬戸内海では多彩な漁業種が混在し、漁場を重複して利用している。過去は、多彩な魚種が漁獲できる漁場環境であったため、それぞれが色々な魚を狙い、結果的に漁場の分散や魚価のバランスが保たれていた。

年々、獲れる魚の種類が減っており、近年では皆が同じ魚を狙うしかなくなっている。そのため、魚価も下がるし悪循環になる。

漁場の環境がこれまでと変わり、計算どおりに資源が増えることができない海になっているのではないか。1種類の魚種で管理を考えるだけでなく、バランス良く様々な魚が増えるよう漁場環境の改善も考えるべきである。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	高場 稔
所属又は職業等	(公財) 広島県漁業振興基金

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

広島県における本種の漁獲量の推移をみると平成 20 年の 120 トンをピークに令和元年度は 30 トンと 1/4 に減少している。本種は小型定置網、小型底引き網、延縄、ごち網、一本釣り、刺し網等で漁獲されるが、いずれも選択的に本種を対象とする漁業はなく、以前の調査では本種の依存度は 1%程度であった。3 月から 5 月にかけて本種を対象とする漕ぎ釣りにより大型魚を漁獲していた海域もあったが、近年では漁業者の減少による努力量減少も漁獲量の減少につながっている。また、種苗放流を毎年約 38 万尾を継続放流しているが、以前に比べ漁獲回収が少ない傾向が続いている。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

資源解析を行うには対象海域の年齢別漁獲尾数を求める必要があるが、このデータ収集をだれが担うかが問題となる。漁業法の改正により漁業者の報告義務が課せられたが、年間の漁獲重量での報告とのことなので、研究機関で別途漁業日誌調査、生物標本調査を行い、年齢別漁獲重量、尾数を求めることになる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

同一系群でも生活圏は広く、海域により漁獲量、漁獲サイズは異なる。一律規制でなく、海域により管理目標に柔軟性を持たせる必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

本種に対する依存度が低い現状においては、特になし。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

管理期間中の漁獲情報を把握。広島県の場合は組合集荷している組合が少な

い。組合集荷していれば、漁獲の水揚げデータが、即日集計できるが、それができない。また、遊漁者が漁獲した場合のデータの取り扱いをどうするか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

再生産海域における幼稚魚の保護区域の設定

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

過去に本種を対象として時期を限定して漁獲していた組合、広島県では吉和漁協、呉豊島漁協などがある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

利害関係者が広範であり、丁寧に説明する必要がある。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

本県の場合は、漁獲量が減少しており漁獲量管理は馴染まないと考えられる。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(1) のところでも記述したが、漁獲量は年々減少の一途をたどっている。放流の効果も少ない。再生産がうまく機能していないのではないかと思われる。資源特性値で言えば、生残率を左右するFとMについてはFよりもMが大きくなっているのではないかと思われる。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	羽田 幸三
所属又は職業等	鞆の浦漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

私は広島県福山市で小型底びき網を営んでいる。本資源は近年、特に漁獲減が著しい魚種の一つであるが、加えて新型コロナウイルスの影響もあり、魚価も低迷している。
行政と漁業者が連携し、集中放流等の資源管理の取組みを継続的に行ってきたが、資源の回復には至っていない。
このことからデータ分析による漁獲数量管理も重要な論点であるが、海況の変化（高水温、栄養塩不足、砂地の減少等）により資源が育つ状況で無いこと、密漁対策の強化等、より焦点をあてるべき論点があると思う。
また、魚価の低下については子供や若年層の魚離れが顕著であることから、学校教育の一環として食育カリキュラムを導入する等、対策が急務である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

デジタル化推進事業を活用した漁獲報告システムの体制整備と漁協だけでなく、漁業者への説明の機会が必須。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁獲数量管理も重要であるが、特に海況の変化や改善、密漁防止対策強化等、その他にも資源を安定化するために必要な論点があると思う。
併せて検討すべきではないか？

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

管理方法及び期間、対象資源の評価頻度等、漁業者への周知と理解が最も課題であると思われる。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・小規模漁業者（一人操業）、高齢漁業者への周知と理解
- ・数量割当の根拠

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・資源管理計画（休漁日の設定等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

予め意見を聞くべき地域：全域

漁業種類、関係者等：小型底びき網漁業、刺し網漁業に従事する漁業者及び漁協

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・漁獲圧が資源減少の原因となっている根拠
- ・分析の方法及び内容
- ・海況の変化等をどのように考慮して資源評価を行ったのか
- ・漁業者の意見の反映

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

県域に割当られた数量をどのように配分するのか？又、その方法を実施するにあたって漁業者への説明はどのように行い、理解を求めるのか？

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁獲数量の割当管理対象魚種となった場合、それを超えた漁獲をした場合は何かペナルティがあるのか？
- ・また、一部の悪質な漁業者の違反操業や密漁を助長することに繋がらないか？その対応はどうするのか？（無報告、無申告の漁獲等）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	梅田 孝夫
所属又は職業等	山口県漁業協同組合吉佐統括支店防府市場振興室 室長 (山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長)

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・瀬戸内海のヒラメ漁獲量は1990～2000年ごろまで1,000トン程度であったが、近年は500トン前後に減少しているが、一方で令和2年度の資源評価では資源は高位・増加とされている。TAC管理の導入によって漁業者に漁獲抑制を求めらるるのであれば、漁獲量の減少要因（漁業者の減少・環境要因・過剰漁獲等）を明らかにしたうえで、漁獲抑制が必要である理由を納得してもらわないと、漁業者の理解を得ることは難しいと考える。
- ・山口県は瀬戸内海と日本海にまたがっているが、瀬戸内海のヒラメのみTAC管理を先行させると漁業者に混乱が生じる恐れがある。系群をまたがる県については、県域でTAC管理の導入時期を合わせる必要があるのではないか。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・瀬戸内海は流通が複雑かつ零細な流通事業者も多く、電子的な漁獲量報告体制への対応が困難な地区・漁業者も多い。TAC管理に移行した場合、迅速・正確な報告が必要となるが、漁業者・漁協（市場）・行政を通じ、各セクターで過度な負担が生じない漁獲量報告・集計体制の検討・整備が必要ではないか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・人工種苗由来の加入尾数を変化させた場合の将来予測において、種苗放流が行われないと仮定した場合は $\beta = 0.8$ の10年後の達成確率が現状に比べて低下すると予測されており、種苗放流は資源の後押しとなっている。今後も種苗放流を維持していく必要があるため、取組について配慮して頂きたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ヒラメ (瀬戸内海系群)

2. 参考人

氏名	嶋野 勝路
所属又は職業等	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・ 漁獲可能量管理を導入するに当たっては、現場の漁業者の理解を得て進められたい。
- ・ ヒラメは遊漁の主な対象魚種であり、遊漁についても考慮した資源評価及び資源管理を検討すべきである。また、遊漁を考慮した上で資源評価等を実施し、資源管理措置を検討する場合、資源管理目標だけでなく、漁獲シナリオ等についても変わると想定されることから、漁業者のみが漁獲可能量管理に取り組むのではなく、まずは適切な資源管理に向けて早急に遊漁の取扱いを検討されたい。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 現時点では、自由漁業や遊漁による採捕に係る報告が困難と考える。
- ・ 他県の漁業者が本県知事による許可に基づき本県海域で操業する場合、電子的な報告体制の整備状況によっては、県間で報告義務の履行に差が生じる恐れがあると考え。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、再生産関係式や資源評価の妥当性、放流の効果や必要性について明記する必要があると考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 2032年の親魚量が目標管理基準値を上回る確率について、判断基準を示す必要があると考える。
- ・ 目標管理基準値を上回る期間を10年とする妥当性、又は複数期間の漁獲シナリオを示す必要があると考える。
- ・ これまでの資源の動向や環境要因も踏まえた上で、漁獲シナリオを採択する必要がある。

- ・ 漁業者の自主的取組（禁漁期の設定、漁獲サイズの制限）を考慮した漁獲シナリオも検討する必要があると考える。
- ・ 複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 現行の漁獲圧であっても、最大持続生産量を達成する漁獲圧より小さい漁獲圧であるとともに、将来的に資源は増加し、2032年までに62%の確率で資源管理目標を上回ると予測されている状況において、管理の手法や水準を変更する明確なメリットを示す必要があると考える。
- ・ 瀬戸内海では入会が多く、共通の資源を利用するに当たって、隣県との管理方法の差異は問題となると考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、休漁日や休漁期間の設定、小型魚の保護等に漁業者が自主的に取り組んでおり、自主的な取組の効果を示す必要があると考える。なお、新型コロナウイルス感染症により流通面で多大な影響が生じている中で、従来に加えて新たな資源管理措置に取り組むことは経営面の観点からも困難であると考えます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

特に、ヒラメを多く漁獲する小型機船底びき網漁業、定置網漁業、建網漁業に従事する漁業者の意見を重点的に聴く必要があると考えるが、予め意見を聴く対象としては、ひらめは多種多様な地域及び漁業種類で漁獲されることを鑑み、県内全ての漁業者を対象に意見を聴くべきであると考えます。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 遊漁の取扱い、漁獲可能量管理を導入することのメリット、経営面での支援策を提示する必要があると考える。
- ・ どの程度の漁業者の理解を検討を進めるのか、具体的な対応の基準についても説明する必要があると考える。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

遊漁については、一の都道府県で対応できるものではないことから、クロマグロと同様に、大臣管理区分として管理するべきと考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 資源管理の用語やそれぞれの用語の関連性の説明について、漁業者に対して、丁寧に行っていただきたい。漁業者の理解が得られるまで、複数回、ステークホルダー会合を実施していただきたい。
- ・ 漁獲可能量管理の導入については、遊漁の取扱いが定まらない限り、漁業者側だけで検討を進めることはできないと考える。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書（案）

1. 対象となる水産資源

ヒラメ瀬戸内海系群

2. 参考人

氏名	濱松 豊信
所属又は職業等	大分県漁業協同組合くにさき地区漁業運営委員長

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県では、ヒラメは冬～春に漁獲され、単価も高いため、ひき縄釣りや刺し網漁業、小型底びき網漁業等の多くの漁業種類にとって極めて重要な水産資源である。そのため、漁業経営に影響を与えるような極端な漁獲量の規制が生じないよう検討していただきたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

固定式刺し網などの漁業種類は選択的に漁獲できないので、仮にヒラメが禁漁になったとしても混獲されてしまう恐れがある。これを理由に操業が規制されることのないよう、対策を考えていただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）